



## 第46回 定時株主総会招集ご通知

日 時 | 平成28年 6 月 29 日（水曜日）午前10時

場 所 | 東京都千代田区飯田橋一丁目 1 番 1 号  
ホテルグランドパレス 2階  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

セントラルスポーツ株式会社  
証券コード 4801

決議事項 | 議案 取締役 9 名選任の件

証券コード 4801  
平成28年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目21番2号  
セントラルスポーツ株式会社  
代表取締役社長 後 藤 聖 治

## 第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### [郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後6時20分までに到着するようご返送ください。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年6月28日（火曜日）午後6時20分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、52頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### [重複行使の取扱い]

議決権行使書面により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号  
ホテルグランドパレス 2階  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第46期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第46期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 議 案 取締役9名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日の受付開始時間は、午前9時30分を予定しております。
- ◎当日のお土産は、特段ご用意させていただいておりませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.central.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国をはじめとしたアジア新興国の景気減速と資源価格の大幅な下落の影響をうける中、政府による財政政策の効果が期待されたものの、年度後半は設備投資・個人消費ともに伸びが鈍く、景気は停滞基調で推移しました。

当フィットネス業界におきましては、政府による医療費削減・健康寿命延伸の施策や10月のスポーツ庁発足、各スポーツ競技での日本選手の活躍やリオデジャネイロオリンピックへの期待などにより、健康増進やスポーツの普及・推進、アスリートの育成への注目はますます高まり、果たすべき役割が大きくなってまいりました。

このような環境の中、当社グループは経営理念である『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』に基づき、すべてのお客様にご満足いただける質の高いサービスの提供に努めるとともに、健康の重要性やスポーツの素晴らしさを多くの皆様に伝えてまいりました。

店舗数の推移につきましては、4月より業務受託1店舗「岬町健康ふれあいセンター」（大阪府泉南郡）、6月より直営小型店の女性専用ホットスタジオ「ヨガピス上馬店」（東京都世田谷区）、9月に「ヨガピス渡辺通り店」（福岡県福岡市）と「ヨガピス西葛西店」（東京都江戸川区）の合計4店舗の運営を開始いたしました。12月には「ウェルブリッジ・セントラルジム&スパ川口店」をジムスタ小型店に変更し、同じショッピングモール内へ「ジムスタ イオンモール川口前川店」として移転いたしました。

一方、退店につきましては、直営の2店舗「五反田店」「ライフケアステーション川口店」、業務受託の4店舗「かんぼの宿那覇レクセンター」「東武スイミングスクールかねがふち」「川崎市宮前スポーツセンター」「川崎市とどろきアリーナ」の運営を終了いたしました。

その結果、当連結会計年度末の店舗数は、直営店139店舗、業務受託店67店舗（3月末運営終了の3店舗含む）合計206店舗となりました。なお、店舗の分類法については今期より、より分かりやすくするために「直営店・業務受託店・その他業態」の3つの区分から「直営店・業務受託店」の2つの区分に変更いたしました。

会員動向に関し、フィットネス部門では、女性専用のスタジオヨガピスや学生をターゲットとしたスチューデントメンバーの拡充などによる若い世代を中心とした新規入会者の獲得や初期定着率の向上に努めました。スクール部門では「はじめてサポート」の取り組み、大型の円形ボート遊具の導入や国際競技用の50mプールでの水泳大会実施などの施策により楽しく継続できるスクール運営を図りました。その結果、フィットネス会員・スクール会員ともに在籍会員数は前年を上回って推移いたしました。

店舗運営につきましては、お客様満足度向上への取り組みとして、大型リニューアルや修繕工事、カラダにやさしい遠赤外線を利用したホットスタジオへの改修工事实施等に積極的に投資してまいりました。

その他、スポーツクラブの枠を超えた企業や介護の分野における健康サポート事業にも積極的に取り組んでおります。「健康経営」の考え方が広がり、各企業が従業員の健康に対する取り組みを推進する中で、出張指導など企業向け健康サービスが好調に推移しております。介護予防分野では、地方自治体や民間施設への出張指導サービスやマシン・用品等の販売が順調に伸びており、地域の高齢者の健康づくりに貢献しております。また、スポーツと医療との連携を目的とした学校法人順天堂との包括連携協定の締結や、スポーツクラブのない地域にスポーツクラブのサービスを提供するために開発した移動式フィットネスクラブ「フィットネスエクスプレス」（トレーニング機器およびホットヨガスタジオを付帯したバスおよびトラック）を運行し、全国さまざまな場所でフィットネスサービスを展開いたしました。

また、自社店舗近隣にある全国の小学校に対し、教育支援・水難事故防止を目的とした「着衣水泳教室」を実施いたしました。この取り組みにより東京都より「平成27年度東京都スポーツ推進企業」として認定されました。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けては、子供向けスクールの拡充、進級システムを基本とした「ワールドアスリート」の育成、コーチの指導力強化などを図り、体制・環境づくりにも力を入れてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は51,658百万円（前期比1.4%増）、経常利益は3,199百万円（前期比26.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,935百万円（前期比43.4%増）となりました。

なお、当連結会計年度の期末配当につきましては、上記の業績および当社の利益配分に関する基本方針をふまえて、1株につき33円とさせていただきます。これにより、当連結会計年度は、中間配当として1株につき19円をすでにお支払いいたしておりますので、年間配当金は1株につき52円となります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は784百万円で、店舗の取得、改修工事および備品の購入が主なものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金および運転資金につきましては、自己資金ならびに金融機関からの借入金による調達を行いました。その結果、当連結会計年度末借入金残高は8,429百万円となり、前連結会計年度末に比べ、1,734百万円の減少となりました。

なお、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額2,000百万円の貸出コミットメント契約を締結しております。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 43 期 (平成25年3月期)	第 44 期 (平成26年3月期)	第 45 期 (平成27年3月期)	第 46 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高 ( 百 万 円 )	46,935	48,328	50,938	51,658
経 常 利 益 ( 百 万 円 )	2,489	2,276	2,539	3,199
親会社株主に帰属 する当期純利益 ( 百 万 円 )	1,285	1,207	1,349	1,935
1 株 当 ち 純 利 益	112円09銭	105円33銭	117円70銭	170円29銭
総 資 産 ( 百 万 円 )	40,213	40,861	41,615	41,587
純 資 産 ( 百 万 円 )	14,934	15,831	16,876	17,969

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行株式総数にて算出しております。

## (3) 重要な子会社等の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
機 明 治 ス ポ ー ツ プ ラ ザ	100百万円	100.00%	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 経 営 事 業
Central Sports U.S.A., Inc.	10,125(US\$)	100.00%	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 経 営 事 業

### ② 重要なその他の関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への出資比率	主 要 な 事 業 内 容
セ ン ト ラ ル ト ラ ス ト 購	10百万円	被所有 30.53%	投 資 事 業

#### (4) 対処すべき課題

当業界では他業種からの新規参入や特定のサービスに特化した小型店の進出、またITを利用した健康サービスの提供等により健康関連事業としての競争は激しくなっておりまいりましたが、一方で健康に対する関心はますます高まりを見せており、需要は拡大傾向にあります。

このような中、当社グループにおきましては、効率的なクラブ運営による収益力の向上、有利子負債の圧縮による自己資本比率の向上、キャッシュフロー経営の実践を目指し、それに合わせた営業施策、組織体制・人材育成を図っていく必要があります。

新規会員の獲得や若年層の取り込み、継続率の向上等、会員数の維持・向上を引き続き推進してまいります。また、科学的・医学的側面からの研究を続け、パーソナルトレーニング等をはじめとしたお客様が満足できる質の高いサービスの提供を続けていかなければなりません。

建物や設備の経年・劣化への対応につきましては、引き続き定期的な保守管理業務の強化とともに計画的なリニューアルや修繕を積極的に実施し、クラブの良好な環境づくりにより、満足度の向上に努めてまいります。

また、時代の変化に対応し、健康サポート事業・介護予防分野の拡充、病院との連携による医療とスポーツの新たな取組み、そのほか「健康」に関連する様々な新しい事業の創出を推進してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、スポーツクラブ経営を主たる事業として行っております。

#### (6) 主要な営業所および店舗（平成28年3月31日現在）

##### ① 当社

本社	東京都中央区新川一丁目21番2号
事務所	芦屋事務所（兵庫県芦屋市）
	仙台事務所（仙台市青葉区）



営業店舗

・直営店舗

<p>東日本エリア</p>	<p>新潟県 NEX T 2 1 店                      茨城県 日立店                      群馬県 前橋店、高崎店                      埼玉県 越谷店、川越店、岩槻店、新三郷店、大宮宮原店、桶川北本店、志木店、川口店、小手指店                      千葉県 谷津店、S千葉店、南行徳店、館山店、市川店、F千葉店、新浦安店、稲毛海岸店、八千代台店、ポートスクエア店、長沼店、柏店、流山店、おおたかの森店、我孫子店、本八幡店                      東京都 府中店、目黒店、ときわ台店、青砥店、八王子店、西台店、用賀店、城山店、南大泉店、自由が丘店、南青山店、竹の塚店、清瀬店、東十条店、南千住店、天王洲店、大森店、成城店、西新井店、上池袋店、下北沢店、葛西店、京成小岩店、神田店、飯田橋店                      神奈川県 藤沢店、戸塚店、本郷台店、二俣川店、湘南ライフタウン店、平塚店、武蔵小杉店、F東戸塚店、市ヶ尾店、溝ノ口店、新川崎店、緑園都市店、能見台店、大倉山店、慶應日吉店、長津田みなみ台店</p> <p>(70店舗)</p>
<p>西日本エリア</p>	<p>長野県 松本店                      石川県 野々市店、金沢店                      岐阜県 岐阜店                      愛知県 千種店、一社店、藤が丘店、大曽根店、岡崎店、いなす店、小牧店                      京都府 太秦店                      大阪府 都島店、平野店、住ノ江店、新大阪店、ゲートタワー店、蒲生店                      兵庫県 芦屋店、六甲道店、あまがさき店                      広島県 広島店、福山店                      福岡県 天神ソラリア店、野間大池店</p> <p>(25店舗)</p>
<p>北日本エリア</p>	<p>北海道 恵み野店、札幌店、琴似店                      青森県 弘前店、八戸店                      岩手県 盛岡店                      宮城県 仙台店、仙台泉中央店、北仙台店、仙台南小泉店                      秋田県 秋田店、横手店、土崎店                      山形県 東根店                      福島県 郡山店、福島店                      栃木県 S宇都宮店、F宇都宮店、南宇都宮店、佐野店</p> <p>(20店舗)</p>

上記店舗115店舗の他、SPA、介護予防、ヨガ、カルチャー等の店舗15店舗を運営しており、あわせて全国に直営店舗130店舗を運営しております。

・業務受託店舗

名 称	所 在 地
セントラルフィットネスクラブ西東京	東 京 都
リリオセントラルフィットネスクラブ	東 京 都
トーアセントラルフィットネスクラブ阿佐谷	東 京 都
ラヴィセントラルフィットネスクラブ蒲田	東 京 都
曾谷セントラルスイムクラブ	千 葉 県
セントラルスイムクラブ浦安	千 葉 県
セントラルスポーツクラブ津田沼	千 葉 県
パレスセントラルフィットネスクラブ	埼 玉 県
セントラルスポーツクラブ東戸塚	神 奈 川 県
セントラルウェルネスクラブ湘南台	神 奈 川 県
セントラルスポーツクラブ四条畷	大 阪 府
みなとセントラルスイミングスクール	大 阪 府

上記店舗を含め、全国に業務受託店舗53店舗を運営しております。

② 子会社

Central Sports U. S. A. , Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

Meridian Central, Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

- ・直営店舗（海外ゴルフ場）1店舗を運営しております。

ケージーセントラルスポーツ株式会社

本社 札幌市中央区

- ・直営店舗1店舗を運営しております。

Wellbridge Central, Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

株式会社明治スポーツプラザ

本社 川崎市幸区

- ・直営店舗7店舗を運営しております。
- ・業務受託店舗14店舗を運営しております。

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,124 (3,082) 名	10名増 (7名減)

- (注) 1. 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者（5名）を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者（2名）を含みます。
2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。
3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間（常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間）換算で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,018 (2,758) 名	1名減 (42名増)	37.3歳	14.9年

- (注) 1. 使用人数には、当社から社外への出向者（27名）を除き、社外から当社への出向者（4名）を含みます。
2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。
3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間（常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間）換算で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	2,996百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,296
株式会社みずほ銀行	1,141
株式会社三井住友銀行	1,066
株式会社あおぞら銀行	645
三井住友信託銀行株式会社	512

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 42,164,000株
- ② 発行済株式の総数 11,466,300株
- ③ 株主数 17,753名
- ④ 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
セントラルトラスト株式会社	3,439,711株	30.53%
後 藤 忠 治	598,795	5.32
セントラルスポーツ社員持株会	578,476	5.13
後 藤 聖 治	573,100	5.09
株 式 会 社 り そ な 銀 行	195,000	1.73
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	117,200	1.04
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	102,300	0.91
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	81,800	0.73
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口5）	73,800	0.66
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口3）	71,700	0.64

(注) 持株比率は、自己株式（200,448株）を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	後 藤 忠 治	セントラルトラスト株式会社代表取締役社長 パレスセントラルスポーツ株式会社取締役 一般財団法人社会スポーツセンター会長
代表取締役社長	後 藤 聖 治	営業本部長 セントラルトラスト株式会社取締役 Central Sports U. S. A., Inc. 取締役 Meridian Central, Inc. 取締役 Wellbridge Central, Inc. 取締役 株式会社明治スポーツプラザ代表取締役社長
専務取締役	山 崎 幸 雄	管理本部長
常務取締役	鈴 木 陽 二	競技強化部長
常務取締役	刀 禰 精 之	経理部長 株式会社明治スポーツプラザ監査役
取 締 役	矢 田 恭 一	監査室長
取 締 役	木 本 匡	アカデミー部担当 兼 研究所担当 株式会社明治スポーツプラザ取締役
取 締 役	松 田 友 治	経営企画室長 株式会社明治スポーツプラザ監査役
取締役相談役	中 澤 眞 逸	
取 締 役	小 野 清 子	公益財団法人笹川スポーツ財団理事長 公益財団法人日本ゲートボール連合会長 公益財団法人日本オリンピック委員会名誉委員
常勤監査役	井 本 隆	
常勤監査役	濱 田 浩	
監 査 役	川 村 延 彦	サンライズ法律事務所（弁護士）
監 査 役	佐々木 時 輝	税理士法人佐々木事務所代表社員（税理士）

- (注) 1. 取締役小野清子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役川村延彦氏および監査役佐々木時輝氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役濱田浩氏および監査役佐々木時輝氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役濱田浩氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
  - ・監査役佐々木時輝氏は、税理士の資格を有しております。

4. 当社は、取締役小野清子氏および監査役川村延彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成27年6月25日開催の第45回定時株主総会において、木本匡氏、松田友治氏および小野清子氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 平成27年6月25日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、取締役相談役村井良孝氏および後藤守機氏は任期満了により退任いたしました。

② 取締役および監査役の報酬等の総額  
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	12名 (1)	199,278千円 (1,800)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (2)	25,781千円 (4,560)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	16名 (3)	225,059千円 (6,360)

- (注) 1. 上記には平成27年6月25日開催の第45回定時株主総会終結をもって、退任した取締役2名を含んでおります。尚、当事業年度末現在の取締役の人数は10名、監査役の人数は4名であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第37回定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第39回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬額の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額54,144千円（取締役9名に対し52,731千円、常勤監査役2名に対し1,412千円）が含まれております。

### ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小野清子氏は、公益財団法人笹川スポーツ財団理事長であります。同財団と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役川村延彦氏は、サンライズ法律事務所の弁護士であります。同事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役佐々木時輝氏は、税理士法人佐々木事務所の代表社員であります。同事務所と当社との間で税理士顧問委嘱契約を締結しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 小 野 清 子	平成27年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席いたしました。これまでに数多くの要職を歴任された経験と高い見識を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 川 村 延 彦	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 佐々木 時 輝	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人  
② 報酬等の額

	支払額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	32,000千円 50千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,050千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である内部統制社内研修業務を委託し、対価を払っています。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### ⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

##### イ. 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

##### ロ. 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月  
(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)



#### (4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改正 平成27年11月27日）

- ① 「当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」について
    - イ. コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス基本規程」を定め、全役職員に周知徹底させる。
    - ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を図る。
    - ハ. 必要に応じてマニュアル・ガイドライン等を定め、コンプライアンスに関する知識および倫理の向上を図るための研修体制の整備を図る。
  - ニ. 取締役は、重大な法令違反およびコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
  - ホ. 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用および取締役の職務執行を監査する。
  - ヘ. 「内部通報規程」を定め、法令違反およびその他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制の整備を図る。
  - ト. 監査役は、コンプライアンス体制および社内通報体制に問題があると認めた場合は、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。
  - チ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」について  
取締役の職務執行に係る意思決定および報告に関しては、「文書管理規程」を定め、同規程に基づく適切な保存・管理を行う。
- ③ 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」について
  - イ. リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、各部門長は各担当部門のリスク管理体制の整備を図る。
  - ロ. 不測の事態が発生した場合は、「リスク管理規程」に基づく対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議のうえ、損失を最小限に止める体制を整える。

- ④ 「当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」について
- イ. 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役以上で構成される会議体を設置し、合議制により慎重な意思決定を行う。
  - ロ. 取締役会の決定に基づく職務執行にあたっては、「組織規程」、「業務分掌規程」において、職務執行の詳細を定める。
- ⑤ 「当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」について
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - i 当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
    - ii 当社は、定期的に当社および当社の子会社の取締役が出席する会議を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し、当該会議における報告を義務づける。
  - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - i 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
    - ii 当社は、当社グループのリスク管理機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。
  - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - i 当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
    - ii 当社は、当社グループの意思決定を子会社に周知徹底するための体制を構築する。

- ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i 当社は、「コンプライアンス基本規程」を作成し、当社グループのすべての役職員に周知徹底する。
  - ii 当社は、当社グループの役職員に対し、年1回、コンプライアンス研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
  - iii 当社監査室は、「内部監査規程」および「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する内部監査を実施する。
  - iv 当社は、「内部通報規程」に基づき、当社グループの役職員が直接通報を行うことができる体制を整備する。
- ⑥ 「当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」について  
取締役は、監査役のためにより、監査役の職務を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）として、適切な人材を配置しなければならない。
- ⑦ 「前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項」について  
監査役スタッフの適切な職務遂行のため、人事課は監査役が行い、監査役スタッフの任命、解任、人事異動、賃金改定、懲戒等については、監査役会の同意を得るものとする。
- ⑧ 「当社の監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」について
- イ. 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
  - ロ. 当社は、監査役職務を補助すべき使用人に対し、監査役の指揮命令に従わなかった場合は社内処分の対象となり得る。
- ⑨ 「当社の監査役への報告に関する体制」について
- イ. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
    - i 取締役は、監査役が同席する重要な会議において、随時、職務の執行状況について報告する。
    - ii 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。
    - iii 監査役は、いつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

- ロ. 子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告するための体制
  - i 当社グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
  - ii 当社グループの役職員は、法令等の違反行為ならびに当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
  - iii 当社監査室は、定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を当社の監査役に報告する。
- ⑩ 「監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」について
  - イ. 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
  - ロ. 当社の「内部通報規程」において、当社グループの役職員が当該内部通報をしたことによる不利益な取扱いを禁止する旨を明記する。
- ⑪ 「監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」について
  - イ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - ロ. 監査役会が、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーを監査役のための顧問とすることを求めた場合は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
  - ハ. 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

⑫ 「その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」について

- イ. 監査役、会計監査人、監査室は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を行う。
- ロ. 取締役は、監査役と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集、情報交換等が適切に行えるよう協力する。
- ハ. 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- ニ. 取締役は、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーとの連携を図れるよう協力する。

業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値および株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を15回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスク管理体制の構築について

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員を各部門に設置する等により、リスク管理体制の強化を推進しております。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、全役職者に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報先を監査役にしております。当事業年度において発生した案件に関しては、速やかに調査の上、取締役会及びリスク管理委員会に報告致しました。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を13回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を実施致しました。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成28年5月13日開催の取締役会決議により、1株につき33円とさせていただきます。これにより、平成27年9月30日を基準日として実施いたしました中間配当金1株につき19円と合わせ、当期の年間配当金は1株につき52円となります。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,037,355</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>12,601,150</b>
現金及び預金	6,378,838	買掛金	207,871
受取手形及び売掛金	867,624	1年内返済予定の長期借入金	2,990,692
商 品	199,966	リ ー ス 債 務	291,125
貯 蔵 品	67,177	未 払 金	2,402,294
繰延税金資産	410,456	未払法人税等	713,978
そ の 他	1,114,911	賞与引当金	653,997
貸倒引当金	△1,619	役員賞与引当金	54,144
<b>固 定 資 産</b>	<b>32,550,098</b>	前 受 金	3,584,109
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>19,480,050</b>	そ の 他	1,702,937
建物及び構築物	27,966,110	<b>固 定 負 債</b>	<b>11,017,151</b>
工具、器具及び備品	4,761,646	長期借入金	5,438,444
土 地	7,266,046	リ ー ス 債 務	3,700,015
リ ー ス 資 産	4,677,176	退職給付に係る負債	91,687
そ の 他	76,386	資産除去債務	1,210,669
減価償却累計額	△25,267,316	そ の 他	576,334
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>461,355</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>23,618,301</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,608,692</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	235,777	<b>株 主 資 本</b>	<b>17,904,072</b>
敷金及び保証金	11,120,948	資 本 金	2,261,170
繰延税金資産	601,430	資 本 剰 余 金	2,273,042
そ の 他	700,739	利 益 剰 余 金	13,787,448
貸倒引当金	△50,203	自 己 株 式	△417,588
<b>資 産 合 計</b>	<b>41,587,454</b>	その他の包括利益累計額	50,952
		その他有価証券評価差額金	11,319
		為替換算調整勘定	39,633
		<b>非支配株主持分</b>	<b>14,127</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>17,969,152</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>41,587,454</b>

## 連 結 損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	51,658,420
売 上 原 価	44,955,437
売 上 総 利 益	6,702,983
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,186,654
営 業 利 益	3,516,328
営 業 外 収 益	169,171
補 助 金 収 入	69,051
保 険 配 当 金	16,378
受 取 補 償 金	20,296
そ の 他	63,443
営 業 外 費 用	485,743
支 払 利 息	458,272
そ の 他	27,470
経 常 利 益	3,199,755
特 別 損 失	110,729
固 定 資 産 除 却 損	11,082
店 舗 閉 鎖 損 失	56,054
減 損 損 失	43,593
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	3,089,026
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,101,449
法 人 税 等 調 整 額	49,755
当 期 純 利 益	1,937,821
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	2,144
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	1,935,676



## 連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から）  
（平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,261,170	2,273,042	12,270,277	△471	16,804,019
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△418,505		△418,505
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,935,676		1,935,676
自己株式の取得				△417,117	△417,117
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,517,170	△417,117	1,100,053
当 期 末 残 高	2,261,170	2,273,042	13,787,448	△417,588	17,904,072

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	20,576	39,745	60,321	11,982	16,876,323
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△418,505
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,935,676
自己株式の取得					△417,117
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△9,256	△111	△9,368	2,144	△7,223
連結会計年度中の変動額合計	△9,256	△111	△9,368	2,144	1,092,829
当 期 末 残 高	11,319	39,633	50,952	14,127	17,969,152

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称  
株式会社明治スポーツプラザ  
ケージーセントラルスポーツ株式会社  
Central Sports U. S. A. , Inc.  
Meridian Central, Inc.  
Wellbridge Central, Inc.

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称  
パレスセントラルスポーツ株式会社  
八千代ゆりのき台P F I株式会社  
浜松グリーンウェーブ株式会社  
すみだスポーツサポートP F I株式会社
- ・持分法を適用しない理由  
各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Central Sports U. S. A. , Inc.	12月31日 *
Meridian Central, Inc.	12月31日 *
Wellbridge Central, Inc.	12月31日 *

\*連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。  
ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

###### イ. 有価証券の評価基準および評価方法

###### その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ロ. たな卸資産の評価基準および評価方法

###### たな卸資産

- ・商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

###### （リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が10～50年、工具、器具及び備品が3～8年であります。

###### ロ. 無形固定資産

###### （リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、主として前年の支給実績を基礎とした支給見込額を計上しております。

###### ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社では、従業員に対する退職給付に備えるため、会社負担の一時金制度については簡便法により当連結会計年度末における退職給付債務の見込み額（自己都合要支給額）を計上しております。

また、当該連結子会社では総合設立型厚生年金基金制度に加入しており、当該年金基金への拠出額を退職給付費用として計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益および費用は在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却および償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っています。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正に関する事項

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は51,655千円減少し、法人税等調整額が51,812千円、その他有価証券評価差額金が157千円、それぞれ増加しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### 担保提供資産および担保付債務

##### 担保提供資産

建物及び構築物	1,757,715千円
土地	5,826,671千円
無形固定資産	48,675千円
投資有価証券	6,534千円
敷金及び保証金	3,794,204千円
その他（投資その他の資産）	3,696千円

---

計 11,437,495千円

##### 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	2,767,756千円
長期借入金	4,953,640千円

---

計 7,721,396千円

##### 上記のほか、PFI事業会社の借入金の担保に供している資産

流動資産 その他（短期貸付金）	2,132千円
投資その他の資産 その他（長期貸付金）	39,973千円
投資有価証券	15,300千円

---

計 57,405千円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	11,466,300株	一株	一株	11,466,300株

##### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	398株	200,050株	一株	200,448株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得200,000株および単元未満株式の買取り50株による増加分であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

イ. 平成27年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 200,653千円
- ・1株当たり配当額 17.5円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月26日

ロ. 平成27年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 217,852千円
- ・1株当たり配当額 19円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月4日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 371,773千円
- ・1株当たり配当額 33円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月30日
- ・配当の原資 利益剰余金

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にスポーツクラブ経営事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

賃貸人等に対し、契約締結時に敷金及び保証金を差入れております。

借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に施設投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

敷金及び保証金については、差入先ごとに期日および残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従っており、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。

##### ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	6,378,838	6,378,838	—
② 投資有価証券			
その他有価証券	42,315	42,315	—
③ 敷金及び保証金	11,120,948	11,125,193	4,245
資産計	17,542,102	17,546,347	4,245
① 長期借入金(※1)	8,429,136	8,439,493	10,357
② リース債務(※2)	3,991,141	4,209,957	218,815
③ 前受金	3,584,109	3,584,109	—
負債計	16,004,386	16,233,560	229,173
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(※2) 流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

① 現金及び預金

現金及び預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

③ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、差入先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

① 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### ③ 前受金

前受金の時価については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	193,462

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産②投資有価証券」には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,593円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 170円29銭   |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 8. その他の注記

### 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

#### ① 当該資産除去債務の概要

スポーツクラブ施設用の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

#### ② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得後12年から47年と見積り、割引率は0.35%から2.31%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### ③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,192,599千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,955千円
時の経過による調整額	26,159千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△16,044千円</u>
期末残高	<u>1,210,669千円</u>

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,782,516	流 動 負 債	11,630,212
現金及び預金	5,315,177	買掛金	180,862
売掛金	821,908	1年内返済予定の長期借入金	2,897,836
商 品	177,439	リ ー ス 債 務	271,437
貯 蔵 品	48,889	未 払 金	2,225,702
前 払 費 用	694,826	未 払 費 用	1,018,330
繰延税金資産	410,456	未払法人税等	660,007
その 他	315,509	未払消費税等	243,170
貸倒引当金	△1,692	前 受 金	3,142,520
固 定 資 産	31,413,576	預 り 金	309,923
有 形 固 定 資 産	17,515,398	賞 与 引 当 金	626,279
建 物	7,465,452	役 員 賞 与 引 当 金	54,144
構 築 物	107,120	固 定 負 債	10,298,050
車 両 運 搬 具	19,883	長 期 借 入 金	5,113,440
工 具、器 具 及 び 備 品	174,703	リ ー ス 債 務	3,648,488
土 地	6,868,699	長 期 預 り 保 証 金	351,566
リ ー ス 資 産	2,872,134	資 産 除 去 債 務	1,002,940
建 設 仮 勘 定	7,404	そ の 他	181,616
無 形 固 定 資 産	255,910	負 債 合 計	21,928,263
借 地 権	101,906	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	90,547	株 主 資 本	17,256,510
リ ー ス 資 産	35,141	資 本 金	2,261,170
そ の 他	28,314	資 本 剰 余 金	2,273,042
投 資 其 他 の 資 産	13,642,267	資 本 準 備 金	2,273,042
投 資 有 価 証 券	58,568	利 益 剰 余 金	13,139,886
関 係 会 社 株 式	1,520,242	利 益 準 備 金	70,983
長 期 貸 付 金	321,168	そ の 他 利 益 剰 余 金	
長 期 前 払 費 用	71,877	圧 縮 記 帳 積 立 金	186,640
繰 延 税 金 資 産	609,459	別 途 積 立 金	11,000,000
敷 金 及 び 保 証 金	10,791,919	繰 越 利 益 剰 余 金	1,882,263
会 員 権	124,341	自 己 株 式	△417,588
保 険 積 立 金	194,892	評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,319
そ の 他	30	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,319
貸 倒 引 当 金	△50,233	純 資 産 合 計	17,267,829
資 産 合 計	39,196,092	負 債 純 資 産 合 計	39,196,092

# 損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	46,633,973
売 上 原 価	40,488,369
売 上 総 利 益	6,145,603
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,933,495
営 業 利 益	3,212,108
営 業 外 収 益	163,724
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,481
そ の 他	153,243
営 業 外 費 用	482,120
支 払 利 息	453,337
そ の 他	28,783
経 常 利 益	2,893,712
特 別 損 失	99,647
店 舗 閉 鎖 損 失	56,054
減 損 損 失	43,593
税 引 前 当 期 純 利 益	2,794,064
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,022,658
法 人 税 等 調 整 額	53,002
当 期 純 利 益	1,718,403

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
			資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 剰 余 金 合 計
					圧縮記帳積立金	別 途 積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	2,261,170	2,273,042	70,983	186,989	10,000,000	1,582,015	11,839,988	△471	16,373,729	
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
圧縮記帳積立金の取崩				△349		349	-		-	
別 途 積 立 金 の 積 立					1,000,000	△1,000,000	-		-	
剰 余 金 の 配 当						△418,505	△418,505		△418,505	
当 期 純 利 益						1,718,403	1,718,403		1,718,403	
自 己 株 式 の 取 得								△417,117	△417,117	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△349	1,000,000	300,247	1,299,898	△417,117	882,780	
当 期 末 残 高	2,261,170	2,273,042	70,983	186,640	11,000,000	1,882,263	13,139,886	△417,588	17,256,510	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	20,576	20,576	16,394,305
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
圧縮記帳積立金の取崩			-
別 途 積 立 金 の 積 立			-
剰 余 金 の 配 当			△418,505
当 期 純 利 益			1,718,403
自 己 株 式 の 取 得			△417,117
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△9,256	△9,256	△9,256
事業年度中の変動額合計	△9,256	△9,256	873,523
当 期 末 残 高	11,319	11,319	17,267,829

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準および評価方法

・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が10～50年、工具、器具及び備品が3～8年であります。

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、前年の支給実績を基礎とした支給見込額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

#### (4) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

##### ③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

##### ④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

##### 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保提供資産および担保付債務

担保提供資産	
建物	1,757,715千円
土地	5,826,671千円
借地権	48,675千円
投資有価証券	6,534千円
敷金及び保証金	3,794,204千円
会員権	3,696千円
計	11,437,495千円

#### 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	2,767,756千円
長期借入金	4,953,640千円
計	7,721,396千円

上記のほか、P F I 事業会社の借入金の担保に供している資産

流動資産  その他（短期貸付金）	2,132千円
長期貸付金	39,973千円
投資有価証券	15,300千円
計	57,405千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 23,189,369千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	362,531千円
② 長期金銭債権	109,973千円
③ 短期金銭債務	151,633千円

(4) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引金額	2,000,000千円

#### (5) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり債務保証を行っています。

株式会社明治スポーツブラザ	417,860千円
---------------	-----------

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	1,378,339千円
(2) 販売費及び一般管理費	2,098千円
(3) 営業取引以外の取引高	2,255千円



## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	398株	200,050株	一株	200,448株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得200,000株および単元未満株式の買取り50株による増加分であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	224,250千円
未払事業税	59,436千円
未払事業所税	58,742千円
会員権	16,973千円
減損損失	263,090千円
減価償却超過額	89,033千円
資産除去債務	307,100千円
投資有価証券評価損	13,400千円
その他	201,844千円
繰延税金資産小計	1,233,871千円
評価性引当額	△30,924千円
繰延税金資産合計	1,202,947千円
固定資産圧縮積立金	△88,807千円
有形固定資産	△91,526千円
その他	△2,697千円
繰延税金負債合計	△183,031千円
繰延税金資産の純額	1,019,916千円

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は53,630千円減少し、法人税等調整額が53,787千円、その他有価証券評価差額金が157千円、それぞれ増加しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

種類	会社等の名称	資本金	議決権等の所有(被所有)割合	関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社明治スポーツプラザ	100,000千円	(所有)直接100%	兼任 4名	スポーツクラブ運営 借入金に対する債務保証(注)	借入金に対する債務保証	417,860	-	-

#### 取引条件および取引条件の決定方針

(注) 株式会社明治スポーツプラザの金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,532円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 151円17銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月25日

セントラルスポーツ株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 米 山 昌 良 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小野木 幹 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小此木 雅 博 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラルスポーツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月25日

セントラルスポーツ株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 米 山 昌 良 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹 久 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小此木 雅 博 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの、セントラルスポーツ株式会社（以下、当社という）第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、平成28年5月27日に開催した定時監査役会において、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 平成27年6月25日、監査役全員が出席し臨時監査役会を開催し、第46期事業年度における監査の方針、監査の方法、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役はこの定めに基づいて監査を実施しました。
- (2) 監査役会は、各監査役から監査結果の報告を受けるほか、随時取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 各監査役は、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、原則として、取締役会については監査役全員が、また経営会議その他の重要会議については常勤監査役が出席することとしました。その際、必要に応じて随時質問し、または意見を述べました。取締役会開催前には毎月定例で監査役会を開催し議案を予め調査したうえ、附議議案や報告事項に関し審議の経過や結果を掌握しました。
- (4) 事業年度内の重要な決裁書類等を閲覧し、本社各部門および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。
- (5) 監査役会は事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からの構築および運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、逐次意見を表明いたしました。
- (6) 内部監査については、事前に監査室より監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について月次監査報告書を閲覧し、必要に応じて説明を受けました。また、内部統制システムの整備状況について随時協議するとともに、監査指摘事項については適時に改善されていることを確認しました。
- (7) 子会社については、子会社の重要書類を閲覧し、取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて報告を受け付査しました。
- (8) 会計監査に関しては、事前に会計監査人から監査計画の説明を受け、協議を行うとともに監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (9) 監査役会は定例で毎月開催し、各監査役は監査の状況等を意見交換するとともに情報の共有に努めました。監査役にやる調査あるいは監査結果については、必要に応じて取締役や各部門の責任者に意見を伝えました。また、監査役、会計監査人、監査室長が出席する三様監査ミーティングを定例で毎月開催し、月次のそれぞれの監査状況について報告と情報交換のうえ協議を行い、監査の環境の整備に努めました。

以上の方法に基づき、当社の当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討しました。また、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに当該連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年 5月27日

セントラルスポーツ株式会社 監査役会

常勤監査役 井 本 隆 ⑩

常勤監査役 濱 田 浩 ⑩

監 査 役 川 村 延 彦 ⑩

監 査 役 佐々木 時 輝 ⑩

(注) 監査役川村延彦および佐々木時輝は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	ご とう ただ はる 後 藤 忠 治 (昭和16年12月4日生)	昭和44年12月 セントラルスポーツクラブ創業 昭和45年5月 株式会社セントラルスポーツクラブ (現：セントラルスポーツ株式会社) 設立 昭和45年5月 当社取締役 昭和51年5月 当社代表取締役副社長 昭和52年5月 当社代表取締役社長 平成26年4月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) セントラルトラスト株式会社代表取締役社長 パレスセントラルスポーツ株式会社取締役 一般財団法人社会スポーツセンター会長	598,795株
(取締役候補者とした理由) 後藤忠治氏は当社創業以来、当社の要職を歴任し、豊富な企業経営経験と高い見識を有していることから、これらの経験と見識が今後の当社の企業経営に必要な不可欠なものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	ごとうせいじ 後藤 聖治 (昭和44年8月28日生)	平成7年4月 三菱商事株式会社入社 平成10年4月 当社入社 平成11年5月 当社社長室長 平成11年6月 当社取締役 平成13年3月 当社経営企画室長 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年7月 当社営業本部副本部長 平成19年6月 当社専務取締役 当社営業本部長 (現任) 平成23年10月 当社代表取締役副社長 平成26年4月 当社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) セントラルトラスト株式会社取締役 Central Sports U.S.A., Inc. 取締役 Meridian Central, Inc. 取締役 Wellbridge Central, Inc. 取締役 株式会社明治スポーツプラザ代表取締役社長  (取締役候補者とした理由) 後藤聖治氏は長年にわたり当社の要職を歴任し、当社の営業部門を 中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と 見識が今後の当社の企業経営に必要な不可欠なものと判断し、引き続き 取締役として選任をお願いするものであります。	573, 100株



候補者 番号	ふ り が な 氏 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	やま ぎき ゆき お 山 崎 幸 雄 (昭和25年7月9日生)	昭和50年4月 当社入社 平成元年2月 当社人事部長 平成4年3月 当社東日本第一営業部長 平成4年6月 当社取締役 平成12年4月 当社人事部長 平成12年7月 当社常務取締役 当社総務部長 平成15年4月 当社情報管理室長 平成17年7月 当社総務部長 平成17年8月 当社人事部長 平成18年4月 当社総務部担当兼人事部担当 平成21年4月 当社管理本部長（現任） 平成21年6月 当社専務取締役（現任）  (取締役候補者とした理由) 山崎幸雄氏は長年にわたり当社の要職を歴任し、当社の人事・総務部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と見識を当社の企業経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	15,000株
4	すず き よう じ 鈴 木 陽 二 (昭和25年3月9日生)	昭和47年4月 当社入社 昭和57年10月 当社研究所長 平成元年1月 当社取締役 当社アカデミー本部長 平成6年6月 当社常務取締役（現任） 平成21年4月 当社競技強化部長（現任）  (取締役候補者とした理由) 鈴木陽二氏は日本の水泳指導者として数多くの実績を残し、水泳指導者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と見識を当社の企業経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	39,530株

候補者 番号	ふ り が な 氏 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
5	と ね よし ゆき 刀 禰 精 之 (昭和30年8月12日生)	<p>平成18年3月 株式会社りそな銀行新都心営業部長</p> <p>平成21年4月 当社入社 当社執行役員 当社経理部長（現任）</p> <p>平成22年6月 当社取締役</p> <p>平成26年5月 当社常務取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社明治スポーツプラザ監査役</p> <p>（取締役候補者とした理由） 刀禰精之氏は金融、経済全般にわたる豊富な知識と高い見識を有していることから、これらの経験と見識を当社の企業経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	10,000株
6	や だ きょう いち 矢 田 恭 一 (昭和24年10月16日生)	<p>平成12年10月 株式会社サンクレア取締役</p> <p>平成16年10月 当社入社 当社執行役員 当社施設部長</p> <p>平成17年6月 当社取締役（現任）</p> <p>平成24年4月 当社監査室長（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 矢田恭一氏は当社の監査部門をはじめ建築・設備、ISO等の豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と見識を当社の企業経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	13,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7	きもと ただす 木本 匡 (昭和30年1月14日生)	<p>昭和54年3月 当社入社</p> <p>平成12年4月 当社東日本第二営業部長</p> <p>平成14年11月 当社執行役員</p> <p>平成18年4月 当社第四営業部長</p> <p>平成21年4月 当社第一営業部長</p> <p>平成24年4月 当社アカデミー部長</p> <p>平成27年5月 当社アカデミー部担当 兼 研究所担当 (現任)</p> <p>平成27年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社明治スポーツブラザ取締役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 木本匡氏は当社の営業・アカデミー部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と見識を当社の企業経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	11,000株
8	まつ だ ゆう じ 松田 友治 (昭和37年4月11日生)	<p>昭和58年11月 当社入社</p> <p>平成18年4月 当社人事部長</p> <p>平成24年4月 当社執行役員 当社経営企画室長 (現任)</p> <p>平成27年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社明治スポーツブラザ監査役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 松田友治氏は当社の経営企画部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と見識を当社の企業経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	4,500株

候補者 番号	ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
9	おのきよこ 小野清子 (昭和11年2月4日生)	<p>昭和33年4月 慶応義塾大学体育研究所勤務</p> <p>昭和35年8月 ローマオリンピック大会出場</p> <p>昭和39年10月 東京オリンピック大会出場</p> <p>昭和61年7月 参議院議員初当選 (第14回)</p> <p>平成15年9月 国務大臣 国家公安委員長 内閣府特命担当大臣 (青少年育成および少子化対策担当・食品安全担当)</p> <p>平成16年10月 財団法人日本ゲートボール連合会長 (現任)</p> <p>平成17年4月 財団法人日本オリンピック委員会副会長</p> <p>平成19年10月 独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長</p> <p>平成23年4月 公益財団法人笹川スポーツ財団理事長 (現任)</p> <p>平成27年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>公益財団法人笹川スポーツ財団理事長</p> <p>公益財団法人日本ゲートボール連合会長</p> <p>公益財団法人日本オリンピック委員会名誉委員</p> <p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>小野清子氏はスポーツ関連事業を含む数多くの要職を歴任され、豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と見識を当社の企業経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。尚、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	-

- (注) 1. 後藤忠治氏は、一般財団法人社会スポーツセンターの会長を兼務しております。同法人は、当社と同一の部類に属する営業を行っており、当社は同法人との間に指導業務受託、商品販売およびレジャー事業等の取引関係があります。その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小野清子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野清子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、小野清子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、小野清子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

## インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード<sup>®</sup>」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。  
操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）午後6時20分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

## 〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (3) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer ver. 5.01 SP2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- (4) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver. 4.0以降またはAdobe® Reader® Ver. 6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (5) 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

以 上

### 《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部  
ウェブサポート専用ダイヤル 0120-707-743（フリーダイヤル）  
9：00～21：00 受付（土曜・日曜・祝日も含む）

メ モ

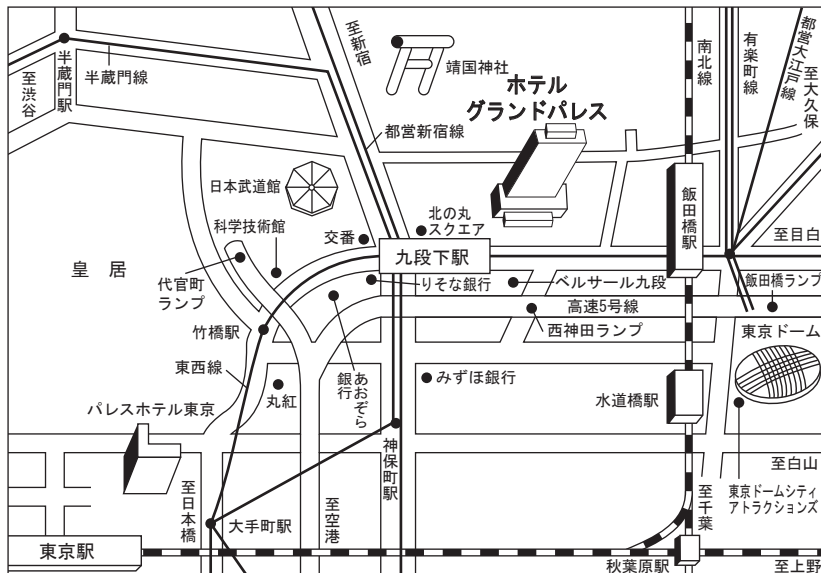
A series of horizontal dashed lines for writing.

## 第46回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号

ホテルグランドパレス 2階

TEL 03(3264)1111



### 交通のご案内

地下鉄 九段下駅／東西線 7番口（富士見口） 徒歩1分

半蔵門線・都営新宿線 3a・3b番口 徒歩3分

JR・地下鉄 飯田橋駅／総武線・有楽町線・南北線・都営大江戸線 徒歩7分